

第76回 税理士試験

〔 事業税 〕

解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 事 業 税

Z－76－J〔第一問〕解 答

問1(1) (予想配点－10点－)

1. 概 要 2

納期後に事業税額を納付する場合には、納期限内納付との実質的負担の均衡を図るため延滞金を徴収する旨の定めがある。

2. 法人事業税の延滞金 4

(1) 更正等の場合

道府県の徴税吏員は、更正又は決定があった場合には、その不足税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して徴収しなければならない。

(2) 納期限後に納付する場合

① 内 容

法人事業税の納税者は、納期限後にその税金（修正申告により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（次の税額の区分に応じ、それぞれに定める日又は期限までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

イ 納期限前に提出した申告書に係る税額

……納期限の翌日から1月を経過する日

ロ 納期限後に提出した申告書に係る税額

……その提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

ハ 修正申告書に係る税額

……修正申告書を提出した日（提出期限前に提出された場合には、その提出期限）又は修正申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日

② 控除期間

イ 上記(2)①の場合において、法人が申告書を提出した日（提出期限前に提出された場合には、その提出期限。）の翌日から1年を経過する日後に修正申告書を提出したときは、一定の場合を除き、その1年を経過する日の翌日からその修正申告書を提出した日（提出期限前に提出された場合には、その提出期限。）までの期間は、延滞金の計算期間から控除する。

ロ 上記(2)①の場合において、修正申告書の提出があったとき（当初申告書が提出されており、かつ、その当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下、「減額更正」という。）があった後に、その修正申告書が提出されたときに限る。）は、その修正申告書の提出により納付すべき税額（当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、上記(2)②イにかかわらず次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税その他政令で定める事業税にあっては、次の(イ)に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(イ) 当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日とその申告に係る法人事業税の納期限より前である場合には、その納期限）の翌日からその減額更正の通知をした日までの期間

(ロ) 減額更正の通知をした日（その減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、その減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日からその修正申告書を提出した日（修正申告書が提出期限前に提出された場合には、その提出期限。）までの期間

(3) 納期限の延長の場合

① 内 容

会計監査等による納期限の延長の適用を受けている法人は、事業税を納付する場合には、その税額にその各事業年度終了の日後2月を経過した日からその適用により延長された申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、

年7.3%の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。

② 控除期間

上記①の場合において、上記(2)②ロ(㍑)の規定を準用する。

3. 経過措置 ②

当分の間、上記2. の延滞金の割合は、上記にかかわらず各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、次の通りとする。

- ① 年14.6%の割合にあつては、当該延滞金特例基準割合の適用年における延滞金特例基準割合(0.8%)に年7.3%の割合を加算した割合
- ② 年7.3%の割合にあつては、当該延滞金特例基準割合(0.8%)に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)

4. 延滞金の減免、免除 ①

(1) 減 免

道府県知事は、納税者が納期限までに税金を納付しなかったこと又は更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、延滞金を減免することができる。

(2) 免 除

- ① 災害等による納期限の延長をした場合には、その地方税に係る延滞金のうち、その延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。
- ② 災害等による徴収の猶予をした場合には、その地方税に係る延滞金額うち、その徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。

5. 端数処理 ①

- (1) 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

問 1(2) (予想配点－15点－)

1. 概 要 **①**

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することをいう。

2. 清算中の各事業年度の申告納付 **⑧**

(1) 清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合には、その事業年度の付加価値額、所得又は収入金額（以下「収入金額等」という。）を解散していない法人の収入金額等とみなして、その事業年度の収入金額等及び事業税額を計算し、その税額があるときはその事業年度終了の日から2月以内にその事業年度の付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県に申告納付しなければならない。

(2) 残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、その事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして、その事業年度の所得及び事業税額を計算し、その税額があるときは、その事業年度終了の日から1月以内（その期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）にその事業年度の所得割を事務所等所在の道府県に申告納付しなければならない。

3. 納付すべき税額がない場合の申告義務 **②**

清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合にも、上記2. の申告書を提出しなければならない。

4. 申告期限の延長 **①**

申告納付期限の延長の規定は、上記2. (1)の申告納付について準用する。

5. 事業を行う法人（清算中の法人を除く。）が行う申告納付との違い **③**

(1) 外形対象法人については、通常の事業年度は付加価値割額、資本割額及び所得割の合算額を申告納付するが、清算中の事業年度は付加価値割額及び所得割額の合算額を申告納付し、残余財産確定する事業年度は所得割額を申告納付する。

(2) 収入割が課される事業を行う法人については、通常の事業年度は収入割額（一定の電気供給業及び一定のガス供給業については一定の事業の区分に応じ収入割額の他、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額）を申告納付するが、清算中の事業年度は収入割額（一定の電気供給業及び一定のガス供給業については一定の事業の区分に応じ収入割額の他、付加価値割額及び所得割額の合算額）を申告納付し、残余財産確定事業年度は所得割額を申告納付する。

問2 - 25点 -

1. 概要 **2**

甲社は製造業を行っており、前事業年度終了の日における資本金の額は1億円を超えていることから、前事業年度である第5期事業年度は付加価値割額、資本割額及び所得割額が課される外形対象法人に該当する。

前事業年度において、外形対象法人に該当したものであって、払込資本の額（資本金及び資本準備金の合計）が10億円を超えているため、第6期事業年度についても、外形対象法人に該当する。

2. 付加価値割の課税標準の算定方法 **13**

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

(1) 報酬給与額

- ① 原則
- 各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。
- イ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額
- ロ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額
- ② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人
- $$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$
- ③ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人
- $$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$
- (注)
- （注）派遣労働者に係る上記①イ及びロの合計額を限度とする。

(2) 純支払利子

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

（注1）法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

（注2）利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

(3) 純支払賃借料

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

（注1）法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

（注2）支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として支払う金額をいう。

（注3）受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

(4) 単年度損益

- ① 内容
- 各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。
- ② 法人税の計算の例によらない項目
- イ 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除
- 法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。
- ロ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用
- 法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、単年度損益の計算ではその例によらない。（法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。）

ハ 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

ニ 寄附金の損金算入限度額の調整

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

ホ 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

ヘ その他一定のもの

(5) 雇用安定控除

① 内 容

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

(注) 雇用安定控除額 = $\left[\begin{array}{c} \text{その事業年度の} \\ \text{報 酬 給 与 額} \end{array} \right] - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$

② 特定内国法人の場合

上記①における収益配分額又は報酬給与額は、特定内国法人にあっては、その特定内国法人の事業の収益配分額又は報酬給与額の総額から外国の事業に帰属する収益配分額又は報酬給与額を控除した金額による。

3. 資料における留意点 10

(1) 分割課税標準額について

① 甲社は製造業を行っており、課税標準額の総額を、事務所又は事業所（以下この（1）で「事業所等」という。）の従業者の数により按分する。

② N県支店の場合（事業年度中途に新設された事業所等）

$$\frac{\text{事業年度終了の日} - \text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{現在の従業者の数} \times \text{その事業年度の月数}}$$

③ M県支店の場合（著しい変動に該当する事業所等）

その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等

$$\frac{\text{その事業年度に属する各月の末日} - \text{現在の従業者の数を合計した数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

(2) 外国に支店を有する法人（特定内国法人）場合

国内外の事業に係る経理を区分していないことから、次の算式により計算した金額をもって付加価値額の総額から控除する法施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす。

$$\frac{\text{付加価値額の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

(3) O国支店からの受取利子

法人内部の振替的な内部取引であり、純支払利子の計算には原則として含めない。

(4) M県工場における倉庫の賃借

その存続期間が1月以上でないため、支払賃借料には該当しない。

(5) M県支店における支払派遣料

支払派遣料の75%相当額を報酬給与額に加算する。

(6) L県本店の法人税の所得計算における役員損金不算入額

法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限られるため、報酬集給与額に含めない。

(7) O国支店で従事する者へ支払われる在勤手当

資料より当該在勤手当は所得税上、非課税所得とされるため、報酬給与額に含めない

(8) O国における外国税額

法人税の所得の計算上全額損金の額に算入しているため、事業税における単年度損益の計算では、すべて損金の

額に算入しない。そのうえで、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

(9) 支払いを受けた利子に係る所得税等

法人税の所得の計算上全額損金の額に算入しているため、事業税における単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

(10) 法人税における賃上げ促進税制への対応

資料より、給与等の支給額の増加が1.5%以上であるため、法人税の計算では当該特例の適用が見込まれるが、各事業年度の付加価値額の計算では、一定の金額を控除する。

Z－76－J〔第二問〕解 答

問 1

○計算過程

(配点－25点－)

第 1 期事業年度の確定申告

1. 判定

- ・ S 社は所得等課税事業を行っている。
- ・ 期末資本金は 1 億円以下。
- ∴ 所得割のみが課される法人である。

2. 課税標準額の算定

(1) 所得の総額の算定

① 法人税 別表四 合計欄の金額	3, 400, 000円	〔1〕
② 加算 損金算入所得税額等	50, 000円	〔1〕
③ 所得の総額	3, 450, 000円	

(2) 課税標準額の総額（形式〔1〕）

① 年400万円以下の金額	$4, 000, 000円 \times \frac{3}{12} =$	1, 000, 000円
② 年400万円超 800万円以下の金額	$4, 000, 000円 \times \frac{3}{12} =$	1, 000, 000円
③ 年800万円超の金額	$3, 450, 000円 - 2, 000, 000円 =$	1, 450, 000円（千円未満切捨）

3. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準

① 事務所又は事業所の数

A 県 本社	$1 \times 3 = 3$		
a 営業所	$1 \times 3 = \underline{3}$	6	〔1〕
B 県 b 営業所	$1 \times 1 = \underline{1}$	1	〔1〕
C 県 c1営業所	$1 \times 2 = \underline{2}$	2	〔1〕
	合計	9	

② 従業者の数

A 県 本社	2 人
a 営業所	$3 人 \times 2 = 6 人 < 7 人$ ∴ 著しい変動あり
	$\frac{3 人 + 4 人 + 7 人}{3 人} = 4. 6 人 \rightarrow \underline{5 人}$ 〔1〕
B 県 b 営業所	$3 人 \times \frac{2}{3} =$ 2 人 〔1〕
C 県 c1営業所	$3 人 \times \frac{2}{3} =$ <u>2 人</u> 〔1〕
A 県	$2 人 + 5 人 = 7 人$
B 県	2 人
C 県	<u>2 人</u>
合計	11人

(2) 課税標準額の区分（それぞれ千円未満切捨）

① 事務所又は事業所の数

年400万円以下の金額	$1, 000, 000円 \times \frac{1}{2} =$	500, 000円
年400万円超 800万円以下の金額	$1, 000, 000円 \times \frac{1}{2} =$	500, 000円
年800万円超の金額	$1, 450, 000円 \times \frac{1}{2} =$	725, 000円

② 従業者の数 上記①に同じ

(3) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 事務所又は事業所の数

イ 年400万円以下

A 県 500,000円 × $\frac{6}{9}$ = 333,333円 → 333,000円

B 県 500,000円 × $\frac{1}{9}$ = 55,555円 → 55,000円

C 県 500,000円 × $\frac{2}{9}$ = 111,111円 → 111,000円

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 725,000円 × $\frac{6}{9}$ = 483,333円 → 483,000円

B 県 725,000円 × $\frac{1}{9}$ = 80,555円 → 80,000円

C 県 725,000円 × $\frac{2}{9}$ = 161,111円 → 161,000円

② 従業者の数

イ 年400万円以下

A 県 500,000円 × $\frac{7 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 318,181円 → 318,000円

B 県 500,000円 × $\frac{2 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 90,909円 → 90,000円

C 県 500,000円 × $\frac{2 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 90,909円 → 90,000円

ロ 年400万円超 年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 725,000円 × $\frac{7 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 461,363円 → 461,000円

B 県 725,000円 × $\frac{2 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 131,818円 → 131,000円

C 県 725,000円 × $\frac{2 \text{ 人}}{11 \text{ 人}}$ = 131,818円 → 131,000円

③ 合計

イ 年400万円以下

A 県 333,000円 + 318,000円 = 651,000円

B 県 55,000円 + 90,000円 = 145,000円

C 県 111,000円 + 90,000円 = 201,000円

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 483,000円 + 461,000円 = 944,000円

B 県 80,000円 + 131,000円 = 211,000円

C 県 161,000円 + 131,000円 = 292,000円

4. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) A 県

651,000円 × $\frac{3.5}{100}$ × 1.1 = 25,063円 → 25,000円

651,000円 × $\frac{5.3}{100}$ × 1.1 = 37,953円 → 37,900円

944,000円 × $\frac{7.0}{100}$ × 1.1 = 72,688円 → 72,600円

計 135,500円

(2) B 県

$$145,000円 \times \frac{3.5}{100} \times \quad = 5,075円 \rightarrow 5,000円$$
$$145,000円 \times \frac{5.3}{100} \times \quad = 7,685円 \rightarrow 7,600円$$
$$211,000円 \times \frac{7.0}{100} \times \quad = 14,770円 \rightarrow 14,700円$$

計 27,300円

(3) C 県 1

$$201,000円 \times \frac{3.5}{100} \times 1.2 = 8,442円 \rightarrow 8,400円$$
$$201,000円 \times \frac{5.3}{100} \times 1.2 = 12,783円 \rightarrow 12,700円$$
$$292,000円 \times \frac{7.0}{100} \times 1.2 = 24,528円 \rightarrow 24,500円$$

計 45,600円

第 2 期事業年度の中間申告

1. 課税標準額の算定 (形式 1)

$$\frac{3,450,000円}{3} \times 6 = 6,900,000円$$

年400万円以下の金額 $4,000,000円 \times \frac{6}{12} = 2,000,000円$

年400万円超 800万円以下の金額 $4,000,000円 \times \frac{6}{12} = 2,000,000円$

年800万円超の金額 $6,900,000円 - 4,000,000円 = 2,900,000円$

2. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準

① 事務所又は事業所の数

A 県 本社 $1 \times 6 = 6$

a 営業所 $1 \times 6 = 6$ 12 1

C 県 c1営業所 $1 \times 6 = 6$

c2営業所 $1 \times 4 = 4$ $\frac{10}{22}$ 1

② 従業者の数

A 県 本社 5 人

a 営業所 $\frac{9人}{14人}$ 1

C 県 c1営業所 6 人

c2営業所 $3人 \times \frac{4}{6} = 2人$ $\frac{8人}{22人}$ 1

合計 22人

(2) 課税標準額の区分 (それぞれ千円未満切捨)

① 事務所又は事業所の数

年400万円以下の金額 $2,000,000円 \times \frac{1}{2} = 1,000,000円$

年400万円超 800万円以下の金額 $2,000,000円 \times \frac{1}{2} = 1,000,000円$

年800万円超の金額 $2,900,000円 \times \frac{1}{2} = 1,450,000円$

② 従業者の数 上記①に同じ

(3) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 事務所又は事業所の数

イ 年400万円以下

A 県 $1,000,000円 \times \frac{12}{22} = 545,454円 \rightarrow 545,000円$

C 県 $1,000,000円 \times \frac{10}{22} = 454,545円 \rightarrow 454,000円$

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 $1,450,000円 \times \frac{12}{22} = 790,909円 \rightarrow 790,000円$

C 県 $1,450,000円 \times \frac{10}{22} = 659,090円 \rightarrow 659,000円$

② 従業者の数

イ 年400万円以下

A 県 $1,000,000円 \times \frac{14人}{22人} = 636,363円 \rightarrow 636,000円$

C 県 $1,000,000円 \times \frac{8人}{22人} = 363,636円 \rightarrow 363,000円$

ロ 年400万円超、年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 $1,450,000円 \times \frac{14人}{22人} = 922,727円 \rightarrow 922,000円$

C 県 $1,450,000円 \times \frac{8人}{22人} = 527,272円 \rightarrow 527,000円$

③ 合計

イ 年400万円以下

A 県 $545,000円 + 636,000円 = 1,181,000円$

C 県 $454,000円 + 363,000円 = 817,000円$

ロ 年400万円超 年800万円以下

上記イに同じ

ハ 年800万円超

A 県 $790,000円 + 922,000円 = 1,712,000円$

C 県 $659,000円 + 527,000円 = 1,186,000円$

3. 中間納付事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) A 県

$1,181,000円 \times \frac{3.5}{100} \times 1.1 = 45,468円 \rightarrow 45,400円$

$1,181,000円 \times \frac{5.3}{100} \times 1.1 = 68,852円 \rightarrow 68,800円$

$1,712,000円 \times \frac{7.0}{100} \times 1.1 = 131,824円 \rightarrow 131,800円$
計 246,000円

(2) C 県

$817,000円 \times \frac{3.5}{100} \times 1.2 = 34,314円 \rightarrow 34,300円$

$817,000円 \times \frac{5.3}{100} \times 1.2 = 51,961円 \rightarrow 51,900円$

$1,186,000円 \times \frac{7.0}{100} \times 1.2 = 99,624円 \rightarrow 99,600円$
計 185,800円

○第 1 期事業年度の確定申告において各県に納付すべき事業税額

A 県	135, 500円	2
B 県	27, 300円	2
C 県	45, 600円	2

○第 2 期事業年度の間申申告において各県に納付すべき事業税額

A 県	246, 000円	2
C 県	185, 800円	2

問 2
○計算過程

－25点－

1. 課税客体の判定 ②

- (1) 水産業は、総トン数10トン以上の動力漁船を用いているため第 2 種事業に該当する。
(2) 飲食店業は、第 1 種事業に該当する。
(3) 不動産貸付業は、貸付総面積が2,000平方メートルであるため第 1 種事業に該当する。

2. 課税標準額の算定

(1) 事業所得

- ① 水 産 業 (第 2 種) : $20,188,200円 - (10,894,100円 + 1,250,300円)^{\text{注1}} = 8,043,800円$ ②
② 飲食店業 (第 1 種) : $12,062,900円 - (9,737,600円 + 1,967,000円)^{\text{注1}} = 358,300円$ ②
③ 合計 8,402,100円

注 1 青色事業専従者の判定

- ・春子は、6月を超える期間、その事業にもっぱら従事する者であり該当する。
- ・夏希は、従事できる期間の $\frac{1}{2}$ を超える期間従事していないため該当しない。
- ・秋人は、従事できる期間の $\frac{1}{2}$ を超える期間従事しているため該当する。
- ・冬馬は、学生のため該当しない。

(2) 不動産所得

不動産貸付業 (第 1 種) $15,507,400円 - 11,643,300円 = 3,864,100円$ ②

(3) 損益の合算

$(1) + (2) = 12,266,200円$

(4) 各種控除

損失の繰越控除 $4,997,300円 - 2,845,200円 = 2,152,100円$ ②

事業主控除 $2,900,000円 \times \frac{12}{12} = 2,900,000円$ ②

5,052,100円

注 2 船舶は、事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日の前日までに譲渡されたものでないため、事業用資産の譲渡損失の控除に該当しない。

(5) 総所得金額

$(3) - (4) = 7,214,100円 \rightarrow 7,214,000円$ (千円未満切捨)

(6) 各事業の所得の金額 (それぞれ千円未満切捨)

第 1 種事業 $7,214,000円 \times \frac{358,300円 + 3,864,100円}{12,266,200円} = 2,483,278円 \rightarrow 2,483,000円$

第 2 種事業 $7,214,000円 \times \frac{8,043,800円}{12,266,200円} = 4,730,721円 \rightarrow 4,730,000円$

3. 分割基準

A 県 水産業 $7人 \times 2 = 14人 < 16人$ ∴ 著しい変動あり

$$\frac{16人 + 16人 + 16人 + 7人 + 7人 + 11人 + 11人 + 11人 + 7人 + 7人 + 7人 + 11人}{12} = 10.58人$$
$$\rightarrow 11人$$
 ①

飲食店業 4人 ①

B 県 不動産貸付業 $2人 \times \frac{7}{12} = 1.1人 \rightarrow 2人$ ①

飲食店業 $2人 \times \frac{8}{12} = 1.3人 \rightarrow 2人$ ①

A 県 $11人 + 4人 = 15人$

B 県 $2人 + 2人 = 4人$

19人

4. 分割課税標準額の算定（それぞれ千円未満切捨）

第1種事業

A 県

$2,483,000円 \times \frac{15人}{19人} = 1,960,263円 \rightarrow 1,960,000円$

B 県

$2,483,000円 \times \frac{4人}{19人} = 522,736円 \rightarrow 522,000円$

第2種事業

A 県

$4,730,000円 \times \frac{15人}{19人} = 3,734,210円 \rightarrow 3,734,000円$

B 県

$4,730,000円 \times \frac{4人}{19人} = 995,789円 \rightarrow 995,000円$

5. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨） 3

A 県

第1種事業

$1,960,000円 \times \frac{5}{100} \times 1.1 = 107,800円 \rightarrow 107,800円$

第2種事業

$3,734,000円 \times \frac{4}{100} \times 1.1 = 164,296円 \rightarrow 164,200円$

計 272,000円

B 県

第1種事業

$522,000円 \times \frac{5}{100} = 26,100円$

第2種事業

$995,000円 \times \frac{4}{100} = 39,800円$

計 65,900円

○各県に納付すべき事業税額

A 県	272,000円	3
B 県	65,900円	3

●合否のポイント

今回の本試験は、〔第一問〕理論問題（配点50点）として（問1）（配点25点）では、(1)法人事業税における延滞金について及び(2)清算中の各事業年度の申告納付が、（問2）（配点25点）では、法人事業税における製造業を行う法人の課税標準である付加価値額の算定について説明する内容が応用・事例問題の形式で出題された。

〔第一問〕（問1）は、(1)及び(2)の論点について、その内容を理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）は、各種の留意点を踏まえて記述する問題で(1)特定内国法人の処理方法を含めたの算定方法、(2)国税である法人税の所得と法人事業税における単年度損益の計算に関する差異、(3)各種取扱い通知の規定を含めた処理方法について、それぞれ理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問1）(2)については、受験生にとって想定内の問題であったと思われるが、(1)については、想定していない受験生も多かったのではなかろうか。

各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生なら（問1）(2)については正確な記載がのぞまれるであろう。

〔第一問〕（問2）については、解答用紙の関係もあり想定される時間内での解答を作成すること（概要などまとめの作業）に時間が掛かり、また苦手としている出題形式であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕の理論問題全体として50分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第二問〕（配点50点）の計算問題については、（問1）（配点25点）が物品販売業を行う法人の税額算定問題と（問2）（配点25点）水産業等を行う個人の税額算定問題の2題の形式で出題された。

（問1）については、所得割のみを納付する法人について設立第1期の確定申告による納付額と前事業年度の課税標準を用いて第2期の中間申告による納付額を計算する問題であった。

特に分割基準の取扱いと軽減税率の適否について問われる問題であった。

（問2）については、比較的平易な内容であったが、青色事業専従者の判断と各種控除の取扱いに注意を要する問題であった。

いずれの問題も①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であるため「全国公開模試」、「実力完成答練第2回・第3回」及び「直前対策講義の各種補助問題」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

基礎マスター・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く、着実に得点を重ねた受験生もいたと思われるが、理論及び計算を含め、難解な論点の判断などもあり、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないか。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる計算問題ではあるが、各受験生の基礎的な実力が問われる内容であった。

理論問題とのかね合いもあるが70分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

●合格ライン

〔第一問〕

（問1）

(1)については具体的な割合など記載できる範囲で解答することがのぞまれるであろう。

(2)については、できれば正確な記述が求められると考えられる。

〔第一問〕（問1）全体として、合格ラインは15点程度と予想される。

（問2）

計算で問われるような資料が与えられた問題であり、このような総合理論・事例問題の出題は、各受験生が必ずしも得意とする形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかったと思われるが、問われた資料に対する適切な解答がのぞまれるであろう。

採点する際に用意される実際の解答は、解答用紙の枚数を考慮すると、各論点の規定については概要程度の内容であることも想定される。

〔第一問〕問2全体として、合格ラインは12点から16点と予想される。

〔第二問〕

（問1）は、物品販売業を行っている法人の税額算定問題であり、①分割基準と②前事業年度の課税標準をベースとした中間申告の処理について正確な処理が求められる問題であった。

（問2）は、個人事業税の税額算定問題であり、①課税標準の算定と②各種控除の処理について確実な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は受験生にとって（問1）であれ（問2）であれば平易な内容の出題もあったが、初めて見るような論点もあり資料の読み取りに時間がかかった受験生も多かったと考えられる。一方、（問2）は十分準備を整えて臨んだ受講生も多いと思われるが、ケアレスミスに十分注意をして解答すべき問題である。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、T A C 受講生のなかには（問1）及び（問2）を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

ただし、両問題を通じて資料が多いことや解答する内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは（問1）が20点前後、（問2）が18点から21点と考えられる。

〔第一問〕が合計で27点～30点、〔第二問〕が合計で38点～40点、合計68点がボーダーラインであり、75点以上が合格有望と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
60 点以上	－	次の科目に進みましょう。
31 点～59 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
30 点以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。